
6 資料編

(1) 福島市男女共同参画推進条例	87
(2) 福島市男女共同審議会規則	91
(3) 福島市男女共同参画推進本部設置要綱	92
(4) 男女共同参画政策のあゆみ	94



(1) 福島市男女共同参画推進条例

福島市男女共同参画推進条例

平成14年12月27日 条例28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第12条）

第3章 福島市男女共同参画審議会（第13条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、男女の人権は尊重されなければならない。

そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女性に対するあらゆる差別撤廃に関する条約を基本とした国際的な連携の中、男女の実質的な平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

しかしながら、いまだに性別役割分業意識が強く残り、その意識に基づく社会の制度や慣行において多くの課題が残されている。

福島市においても、人間尊重のまちづくりを基本理念に、男女平等の実現に向けて取り組んできたが、女性の就業率が全国平均より高く、出産育児により就業を中断する女性の割合は全国平均を下回っていることや、農業をはじめとした自営業に主体的にかかわる女性の割合が多いにもかかわらず、企業方針の決定や政策の決定において、その割合に比べて女性の参画が進んでいない。

このような状況に加え、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、国際化及び情報化の急速な進展により、家族形態の多様化、就労状況等が大きく変化する時代を迎える中、心豊かにいきいきと暮らせる美しい元気な福島を築くことを目指し、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。

ここに、すべての市民が、男女平等を基本とし

た男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う営利法人、公益法人、農業、商工業等の個人事業主、特定非営利活動法人、自治会等をいう。
- (3) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ、形成されてきた性差をいう。
- (4) ジェンダー・フリー 人々の行動又は生き方を、ジェンダーによって枠にはめることなく、男女が共に多様な生き方を許容する社会をつくろうという考え方をいう。
- (5) リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツ 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定

が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。

- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の身近な異性から受ける肉体的、性的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (8) ポジティブ・アクション 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担を反映した、社会における制度又は慣行をなくし、ジェンダー・フリーの実現に努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び

社会生活における活動を円滑に行うことができるよう配慮されることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツが確立されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条各項に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備を積極的に進めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他

の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び直接的であるか間接的であるかを問わず差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的表現及び男女の役割を固定的にとらえた表現並びに男女間における暴力的行為を助長させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を取り入れることと併せて福島市男女共同参画審議会による調査、研究及び意見を十分反映させなければならない。
- 3 市長は、基本計画を広く市民に公表するとともに、毎年、実施計画書及び実施状況報告書についても公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画の推進のため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する広報活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるよう努める。
- (2) 幼児期からの学習及び義務教育の場においてジェンダー・フリーをはじめと

する男女共同参画の概念について理解が深められるよう努める。

- (3) 男女共同参画の推進に関して、人材を育成し、啓発をはじめとする各種事業において広くその人材を活用し、地域の指導者としての活動を支援するよう努める。
- (4) 農業をはじめとした家族経営による自営業に従事する男女に対し、男女共同参画の推進に必要な情報の提供、その他の支援をするよう努める。
- (5) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、ポジティブ・アクションによりその状態を是正し、及び解消するよう努める。
- (6) 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努め、市長その他の執行機関の関係する団体の役員等についても、男女のいずれか一方の役員等の数は、役員等の総数の10分の4未満とならないように協力を求める。
- (7) 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査及び研究並びに情報の収集及び分析をし、市民及び事業者に対し、情報の提供、その他の支援をするよう努める。

(苦情の処理等)

第11条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申出があ

ったときは、他の行政機関と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設)

第12条 市は、男女共同参画を推進するとともに、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第3章 福島市男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第13条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として福島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員12人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(2) 福島市男女共同参画審議会規則

福島市男女共同参画審議会規則

平成15年3月28日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市男女共同参画推進条例（平成14年条例第28号）第15条の規定に基づき、福島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の審議は、公開とする。ただし、個人の人権の侵害に関する事項に係る審議は、非公開とする。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第57号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

福島市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を総合的、効果的に推進するため、福島市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 本部には本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 男女共同参画の総合的企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画の総合的調査、啓発及び広報に関すること。

(幹事会)

第4条 本部会に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。幹事長は総務部次長の職にある者をもって充て、副幹事長は総務部男女共同参画センター所長の職にある者をもって充てる。

(幹事会の所掌事項)

第5条 幹事会は、本部長の命により、調査又は研究にあたる。

2 幹事長は、前項の規定により、調査又は研究した事項について、本部長に報告しなければならない。

(招集)

第6条 本部会議は本部長が招集し、幹事会議は幹事長が招集する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部男女共同参画センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成3年5月30日から施行する。
- 2 福島市婦人行政庁内連絡会設置要綱（平成元年5月25日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 15 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この要綱は、平成21年12月28日から施行する。
- 19 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 20 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 21 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 22 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
政策統括監
市長公室長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民安全部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
水道局長
消防長

別表2

市長公室	広報課長
総務部	総務部次長 総務企画課長 行政経営課長 人事課長 男女共同参画センター所長
財務部	管財課長
商工観光部	商業労政課長
農政部	農業振興室次長
市民安全部	生活課長 市民協働課長 危機管理室次長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長 生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 健康推進課長
こども未来部	こども政策課長 こども育成課長
建設部	建築住宅課長
都市政策部	都市計画課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長
消防本部	消防総務課長
水道局	水道総務課長

(4) 男女共同参画政策のあゆみ

年	国 連	国	福 島 県	福 島 市
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」、「メキシコ宣言」を採択 国連総会で1976年～85年を「国連婦人の10年」と決定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部の設置(本部長内閣総理大臣) 		
1976 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> 民法の一部改正(婚氏続称制度の新設) 育児休業法の施行 		
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> 国内行動計画策定 		
1978 (昭53)			<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人課と改組 「婦人関係行政連絡会議」の設置 	
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題懇話会」設置 「婦人の意識調査」実施 	
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年中間年」世界会議(コペンハーゲン)「後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約への署名 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ) 		
1981 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約発効 		<ul style="list-style-type: none"> 「福島県における婦人問題について」意見具申 「婦人問題協議会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部児童家庭課に青少年婦人係設置
1983 (昭58)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 「婦人問題推進会議」設置 	
1984 (昭59)		<ul style="list-style-type: none"> 国籍法の改正(父母両系主義) 		
1985 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の10年世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての将来戦略」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法成立 国民年金法の改正(婦人の年金権を保障) 女子差別撤廃条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県婦人計画実施細目」策定 福島県婦人団体連絡協議会結成24団体加入 	
1986 (昭61)		<ul style="list-style-type: none"> 教育課程審議会中間まとめ(高等学校家庭科男女必須) 男女雇用機会均等法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の意識調査」実施 	
1987 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> 新国内行動計画策定 高等学校家庭科平成6年度から男女必修決まる 	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県婦人計画」見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人係を教育委員会社会教育課に移管
1988 (昭63)		<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂 	
1989 (昭64) (平元)				<ul style="list-style-type: none"> 「福島市婦人行政庁内連絡会」設置 「福島市婦人問題懇話会」設置
1990 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> 「ナイロビ将来戦略」の見直しに基づく勧告 			<ul style="list-style-type: none"> 福島市女性の意識調査実施
1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) 育児休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人課に婦人行政係設置 婦人問題企画推進会議(名称変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふくしま女性プラン」策定 婦人行政推進本部設置 婦人問題推進会議設置 ふくしま市女性団体連絡会結成(28団体)
1992 (平4)		<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> 女性に関する意識調査実施 	

	国 連	国	福 島 県	福 島 市
1993 (平5)		・パートタイム労働法成立	・女性総合センター(仮称)整備検討 ・女性史の編纂着手 ・「ふくしま新世紀女性プラン」策定	・ふくしま市女性団体連絡協議会(連絡会を改称 31団体) ・教育委員会に女性青少年課設置 ・女性情報紙「しのぶびあ」創刊
1994 (平6)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 ・青少年女性課女性政策室設置	・第二次女性に関する意識調査実施 ・第1回女性情報紙「しのぶびあ」編集員公募、第2号以降発行 ・第1回女性学講座開催
1995 (平7)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言」「行動綱領」採択	・育児休業等に関する法律の一部を改定する法律成立	・女性総合センター(仮称)基本構想策定	・女性行政推進本部(名称変更) ・女性プラン推進会議(名称変更) ・第4回世界女性会議NGOフォーラムへの派遣補助 ・女性行動計画「ふくしま女性プラン」中間見直し
1996 (平8)		・「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・女性総合センター(仮称)基本計画策定	・女性行動計画「ふくしま女性プラン」改訂版策定
1997 (平9)		・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・男女雇用機会均等法の改正 ・労働基準法の改正 ・育児・介護休業法の改正 ・労働省設置法の改正 ・介護保険法成立	・「福島県女性史」刊行	・男女共生セミナー(女性セミナーを改称)を開催
1998 (平10)		・「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	・女性総合センター(仮称)着工	
1999 (平11)		・改正男女雇用機会均等法施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「男女共同参画に関する意識調査」実施	・「第三次福島市女性に関する意識調査」実施
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定		
2001 (平13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布	・男女共生センター開館 ・ふくしま男女共同参画プラン策定 ・福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例公布・施行	・男女共同参画ふくしまプラン策定(第1次計画)
2002 (平14)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行		・男女共同参画課を総務部に新設 ・福島市男女共同参画推進条例公布・施行
2003 (平15)		・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化社会対策基本法公布・施行		・福島市男女共同参画センター開設

	国 連	国	福 島 県	福 島 市
2004 (平16)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正		・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2005 (平17)		・男女共同参画基本計画(第2次)策定		
2006 (平18)		・男女雇用機会均等法改正	・ふくしま男女共同参画プラン改定	・男女共同参画ふくしまプラン改定(H18～22)
2007 (平19)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・パートタイム労働法改正		
2008 (平20)		・次世代育成支援対策推進法改正 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」		
2009 (平21)		・男女共同参画社会に関する世論調査結果公表	・ふくしま男女共同参画プラン改定	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2010 (平22)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・第3次男女共同参画基本計画策定		
2011 (平23)	・UN Women正式発足			・男女共同参画ふくしまプラン策定(第2次計画 H23～32)
2012 (平24)		・「男性にとっての男女共同参画に関する意識調査」実施 ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
2013 (平25)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正	・ふくしま男女共同参画プラン改定	
2014 (平26)			・「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015 (平27)	・第3回国連防災世界会議開催(仙台市)	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定		
2016 (平28)		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行		・男女共同参画ふくしまプラン改定(H28～32) ・「女性の職業生活における活躍を進めるための推進計画」策定